

近江八幡市災害対策本部システム等整備業務委託共通仕様書

本仕様書は、近江八幡市（以下「本市」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を遂行するために必要となる事項を定めたものである。

1 業務委託

本市は現在新庁舎整備事業を進めており、災害時に設置する災害対策本部が気象情報や各種観測システム、現場対応機関が収集した情報や市民からリアルタイムの被害情報などあらゆる情報を正確かつ迅速に集約し、関係機関と共有し、市民へ発信するなど円滑な災害対応を可能とし市民の安全・安心を支えるための近江八幡市災害対策本部システム等を整備することを目的とする。

2 業務範囲

業務範囲は以下のとおり。

(1) 総合防災情報システム整備

- ・総合防災情報システム特記仕様書の要件を満たすこと。

(2) 災害対策本部等映像表示・音響システム整備

- ・災害対策本部等映像表示・音響システム特記仕様書の要件を満たすこと。

(3) 遠隔会議システム整備

- ・遠隔会議システム特記仕様書の要件を満たすこと。

(4) 端末等環境の整備

- ・(1)(2)(3)に係る環境整備

(5) 各種関連工事事業者、既存システム管理者等との協議、調整

(6) 付帯業務

(7) その他提案によるもの

3 履行期間及び場所

履行期間：契約締結日～令和8年(2026年)3月末日

履行場所：近江八幡市桜宮町 236 番地ほか

4 主な業務内容と役割分担

本業務における発注者と受注者の役割分担を以下に示す。

凡例 ◎：実施 ○：支援

概要	発注者	受託者	建築 ※
調査業務			
全国瞬時警報システム（Jアラート）及び関連システムとの連携調査、課題の整理	○	◎	
設置に必要な調査報告書の作成	○	◎	
設計業務			
災害対策本部システムの基本設計	○	◎	
設備の基本設計 電源供給仕様調整、実施設計への反映	○	◎	○
災害対策本部システムの実実施設計	○	◎	
設備の実実施設計 各種設備図面および、施工計画書作成（配線図面、機器設置図面、電源系統図等）	○	◎	
構築業務			
配管設置	○	○	◎
電源	○	○	◎
LAN 配線	○	◎	○
同軸ケーブル敷設	○	◎	○
LED サイネージ設置壁面の補強工事	○	○	◎
サーバ機器設置計画の策定業務			
設置方針作成	○	◎	
設置スケジュール作成	○	◎	
設置作業			
新庁舎への設置作業	○	◎	
安土町総合支所・現地本部（コミュニティセンター）への設置作業	○	◎	
上記に付帯する業務及び関連業務			

※建築：庁舎建設事業者

※本業務は主に危機の設置及び配線を行うこととし、必要に応じて、電源工事を行うこととする。ただし、設置面の耐震補強や配管・電源工事は含まない。

5 本業務における前提・遵守事項

- (1) 新庁舎建設における基本方針・基本計画・基本設計・実施設計を十分に理解した上で行うこと。
- (2) 現状の課題を整理し、それを解決出来るよう設計・構築すること。
- (3) 各種関連事業者、既存システムベンダー等と十分に協議、調整し進めること。
- (4) 新庁舎完成後、南別館の改修を行うが、改修後の南別館には安土町総合支所の一部の所属が入る予定であるため、南別館の改修が終わるまで安土町総合支所での業務が継続されることになる。これらのことを考慮し、円滑で少ない費用により移転が可能となる計画とすること。
- (5) 保守の利便性、経費削減を考慮した構築とすること。

6 設置場所

- ・近江八幡市新庁舎 3階
 - 特別会議室 1（災害対策本部）
 - 特別会議室 2（オペレーションルーム）
 - オペレーションルーム
 - 会議室
- ・近江八幡市新庁舎 4階
 - 委員会室（臨時災害対策室）
- ・安土町総合支所
- ・各学区コミュニティセンター（計 11 か所）

7 業務範囲

本事業で整備するシステムは以下の通り

- (1) 総合防災情報システム
 - ・詳細については「総合防災情報システム 特記仕様書」を参照すること。
- (2) 災害対策本部等映像表示・音響システム
 - ・詳細については「災害対策本部等映像表示・音響システム 特記仕様書」を参照すること。

(3) 遠隔会議システム

- ・詳細については「遠隔会議システム 特記仕様書」を参照すること。

(4) ネットワーク

- ・各システムが効率的に連携できるようネットワークを設計し構築すること。
LGWN 回線等の専用回線に接続できない場所での操作が求められることから、一般インターネット回線による接続が可能な環境で構築すること。
- ・設計および構築にあたり、近江八幡市情報セキュリティポリシーに基づき、網羅的な対策を行うこと。

8 運用保守業務

- ・災害発生時に迅速かつ円滑な運用・操作が必須であるため、災害時の運用支援及び障害発生時に関する問い合わせや対応等は適時、迅速に対応をすること。
- ・平常時においての問い合わせは平日 9 時 00 分から 17 時 00 分であること。

9 業務中の提出物

(1) 実施計画書

- ・実施計画
- ・工程表
- ・体制表
- ・技術者届

(2) 契約約款に定める書類

(3) その他発注者が必要と認める書類

10 成果物（完成図書）

- ・システム構成図等
- ・機器配置図、機器構成図、ネットワーク構成図
- ・平面図、系統図、配線図
- ・操作説明書（簡易版、詳細版）
- ・コンフィグファイル（NW 機器）

完成図書は紙媒体、電子媒体で各 1 部ずつ提出すること。

11 スケジュール

本業務の想定スケジュールを以下に示す。

業務内容	日程
調査・設計業務	令和7年(2025年)3月末日まで
構築業務(新庁舎)	令和8年(2026年)3月末日まで ただし、配線工事等の内装整備に係る作業は 新庁舎整備と調整のうえ、前もって完了する こと。
構築業務(安土町総合支所)	令和7年(2025年)12月末日まで
サーバ構築業務	令和8年(2026年)2月末日まで
設置計画策定	令和7年(2025年)1月末日まで
設置作業(各学区コミュニティセンター)	令和7年(2025年)12月末日まで
動作確認、研修	令和8年(2026年)3月末日まで

12 業務体制

受託者は、本業務を指揮・監督するプロジェクトマネージャーを定め、業務着手時に発注者へ報告すること。

13 進捗管理等

本事業を構築するにあたり月一回程度報告会を開催し、進捗状況について報告すること。

14 特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるもののほか、次の法令及び規格によって遂行すること。
 - ・近江八幡市契約規則
 - ・日本産業規格(JIS)
 - ・その他関係法令及び諸規定
- (2) 業務の実施に当たっては、関係者と十分に協議・調整を行うとともに、本市が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。
- (3) 業務実施中に行った本市との協議・調整の内容及び本市の指示については、打ち合わせ簿に記録し、相互に確認すること。

- (4) 業務の遂行中に既存の建物、施設、設備等に損傷を与えた場合は、直ちに本市に報告するとともに、受託者の責任において速やかに修復すること。
- (5) 本仕様書に明記していない事項で本業務の実施に必要と認められる事項については、本市に報告の上、受託者の責任において実施すること。
- (6) 本業務の遂行にあたっての情報管理については、次の点に留意すること。
- ・本市が業務上必要と認めて貸与するデータの内部情報については、散逸、漏えい及び目的外使用などの事故が起きないように十分注意し、取り扱うこと。
 - ・全てのデータの取り扱いについては関係法令を遵守すること。
 - ・故意、過失を問わずデータ流失事故が発生した場合は、発注者が指示する手続きに従い、速やかに報告を行うこと。また、事故により損害を与えた場合は、その損害を補償すること。
 - ・受託者は、個人情報等の本業務作業に関して知り得た一切の事項を、契約期間のみならず、終了後も第三者へ漏えいしてはならない。
 - ・受託者は、本市が承認した場合を除き、本業務に係る入出力資料及び記録媒体等（以下「資料等」という。）を本業務以外の用途に使用してはならない。また、本業務に係る資料等を第三者に提供し、または譲渡してはならない。
 - ・受託者は、本市が許可した場合を除き、資料等を複写し、または複製してはならない。本市の許可を得て複写及び複製したときは、本業務の終了後、直ちに複写及び複製した資料等を消去し、再生または再利用ができない状態にしなければならない。
 - ・受託者は、機密情報を記した書類その他物件は、施錠できる場所に保管し、厳重に機密を保持しなければならない。
 - ・受託者は、本市より借り受けた資料等について、本業務終了後に返還しなければならない。
 - ・受託者は、以上の事項に違反して発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。本市が受託者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。
- (7) 発注者において、各室レイアウトを検討中であるため、発注者の示すレイアウト案に柔軟に対応すること。
- (8) 本業務で導入するすべての機器及びシステム等について、日本語対応であること。